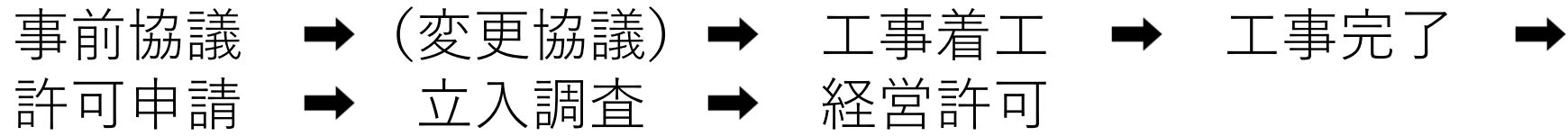


墓地・納骨堂の経営許可申請の流れ

■おおまかな流れは以下のとおりです。



■具体的な内容や添付書類等は、以下のとおりです。

①事前協議【申請者】・

■「経営許可事前協議申請書」を以下の書類を添えて提出してください。

①土地の登記事項証明書

- ・原則として、墓地等の経営をしようとする者が所有する土地であること。
- ・墓地等に係る土地を所有していない場合は「墓地等に係る土地についての使用権原を有することを証する書類」を添付すること。
- ・墓地については分筆して登記簿の土地を墓地部分のみとすること。
※分筆は事前協議終了後、許可申請時までに行うことも可。

②付近の見取図

- ・縮尺を入れる。
- ・土地の境界から50メートル及び100メートルの同心円を示す。
- ・鉄道、重要な道路、河川・海岸及び住宅、学校、病院その他の多人数の集合する場所を記載する。

③平面図

- ・墓地については区画、排水、境界の設備（塀、生垣等）を記載する。
- ・納骨堂については出入口の施錠を明示する。
- ・納骨堂の構造設備の図面も添付する。

④墓地等の境界から基準の距離内に施設、住宅等が存する場合には、当該施設の管理者または住居者等の同意書

- ・空き家、公園、駐車場を除き、借家の住民を含む。

⑤墓地等の管理方法を記載した書類

⑥宗教法人等の登記事項証明書

⑦団体の総意であることを示す書類

- ・議事録等

⑧宗教法人の場合は法人の規則

⑨墓地等に係る土地の公図又は筆界を記載した図

⑩断面図

- ・傾斜地の場合のみ

②内容の審査【市】

③結果の通知【市】・

■事前協議結果の通知後に変更が生じた場合は「変更協議」を行ってください。
■結果の通知で改善指導があれば修正等し、事前協議申請書を再度提出してください。

④工事着工【申請者】

⑤工事完了【申請者】

⑥許可申請【申請者】・

■事前協議の時と同じ書類を添付してください。
■事前協議後に変更した土地の登記事項証明書等は、変更後のものを添付してください。
■同意書について、事前協議から許可申請時まで基準の距離内の住宅等で転入者があった場合はその方の同意書を添付してください。

⑦立入調査【市】・

■図面と異なる等、不相当である場合は修繕工事を実施していただきます。

⑧経営許可証の交付【市】

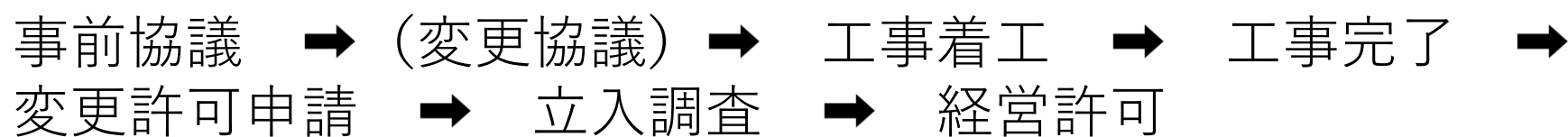
⑨墓地等の使用者募集の開始【申請者】

墓地・納骨堂の変更・廃止等の申請の流れ

◆変更許可申請

- 墓地・・・既存の墓地の区域（面積）が変更となる場合が該当します。
※既存の墓地の区域と一体性が保たれない場合は、新規の許可申請が必要です。
- 納骨堂・・・納骨堂の施設を変更する場合に該当します。

■おおまかな流れは以下のとおりです。



■具体的な内容や添付書類等は、以下のとおりです。

- | | |
|--------------------|---|
| ①事前協議【申請者】 | ■「変更許可事前協議書」を許可申請時と同様の書類を添えて提出してください。
・添付書類は変更部分の前後を提出してください。
・土地の登記事項証明書については新たに墓地等に係る区域（土地）の地番についてのみ提出してください。 |
| ↓ | |
| ②内容の審査【市】 | |
| ↓ | |
| ③結果の通知【市】 | ■事前協議結果の通知後に変更が生じた場合は「変更協議」を行ってください。
■結果の通知で改善指導があれば修正等し、事前協議書を再度提出してください。 |
| ↓ | |
| ④工事着工【申請者】 | |
| ↓ | |
| ⑤工事完了【申請者】 | |
| ↓ | |
| ⑥変更許可申請【申請者】 | ■事前協議の時と同じ書類を添付してください。
■事前協議後に変更した土地の登記事項証明書等は、変更後のものを添付してください。
■同意書について、事前協議から許可申請時まで、基準の距離内の住宅等で転入者があった場合はその方の同意書を添付してください。 |
| ↓ | |
| ⑦立入調査【市】 | ■図面と異なる等、不相当である場合は修繕工事を実施していただきます。 |
| ↓ | |
| ⑧変更許可証の交付【市】 | |
| ↓ | |
| ⑨墓地等の使用者募集の開始【申請者】 | |

◆廃止許可申請

墓地・納骨堂を廃止するときは、「廃止許可申請書」に許可証を添付して提出してください。

- ①廃止許可申請書の提出【申請者】 → ②廃止許可証の交付【市】

※墓地等に納骨されているすべての遺骨の改葬が完了した後に申請してください。

■墓地等の経営を別の宗教法人等が引き継ぐ場合

- ①廃止する墓地等を使用している全員の同意を得てください。
- ②廃止する墓地等の新たな経営許可申請は廃止許可申請と同時に行ってください。

◆変更届

以下の①～⑤の場合に該当します。「変更届」を提出してください。

- ①墓地等の経営者の住所または氏名を変更する場合・・・登記事項証明書を添付（法人の場合）
（法人の場合は、名称または事務所所在地もしくはは代表者の氏名を変更する場合）
- ②墓地等の名称を変更する場合
- ③墓地等の管理者の氏名または住所を変更する場合
- ④墓地等の土地所有者を変更する場合・・・土地の登記事項証明書を添付
- ⑤墓地の区画数または納骨設備の基数を変更する場合・・・墓地等の平面図（変更前後）を添付